

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年4月24日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書（及び配布資料等）の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

なお、業務指示書及び配布資料等の配布は、上記1.に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定しています。具体的には以下のとおりです。また、競争参加資格の詳細については、当機構HPの調達情報>「競争参加資格審査」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

（1）全省庁統一資格結果通知書を有している場合  
平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示いただくだけで結構です。

また、平成25・26・27年度の資格（新資格）は有しておらず、平成22・23・24年度の資格（旧資格）のみを有している場合についても、2013年9月末日までに公示される案件については移行期の運用として、旧資格をもって、新資格と同様の扱いをさせていただきます。

（2）全省庁統一資格結果通知書を有していない場合  
新資格または旧資格のいずれも有しておられない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2～3営業日で結果通知させていただいています。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コ

ンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>)

公表対象となる場合の詳細については当機構HPの調達情報>調達ガイドライン、様式>規程>一定の関係者を有する法人との契約に関する情報の公表について

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/corporate.html>) をご参照ください。

番号：6 国名：アフガニスタン 担当：経済基盤開発部  
案件名：カブール首都圏開発計画推進プロジェクト（都市開発及び都市運営人材育成サブプロジェクト）

1 契約予定期間：2013年7月上旬～2014年10月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。  
海外における都市開発分野に係る業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年5月8日から2013年5月10日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。  
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年5月8日から2013年5月13日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年5月24日12：00まで  
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知：6月中旬
- (5) 契約交渉：6月中旬～6月下旬

5 業務の目的

1999年に約200万人であったアフガニスタン国（以下、「ア」国）の首都カブール市の人口は、現在、推計で500万人を超えており、本来の人口吸収能力を超えている状況にある。さらに、現在も急激なスピードで人口増加が続いており、この傾向は少なくとも今後十数年は続いていき、2025年には650万人に達するとの予測がある。急激な人口増加に対し、カブール市の都市基盤インフラの復旧及び整備は遅れており、慢性的な水不足や地下水汚染、交通渋滞及び大気汚染等の問題が深刻化している。国内避難民や就業の機会を求めた農村部からの人口流入により、居住環境の悪化、都市貧困層の増加、衛生環境の悪化による感染症の蔓延など、都市経済の持続的成長への負の影響が懸念されている。

JICAは2007年11月から2009年8月にかけて「カブール首都圏開発計画調査」を実施し、カブール首都圏開発マスタープラン（以下、M/P）を策定した。同M/Pに基づく首都圏開発計画を推進するため、カブール市やデサブ新都市開発委員会事務局（以下、DCDA）等の能力向上を図ることを目的とした技術協力プロジェクト「カブール首都圏開発計画推進プロジェクト」（以下、KMADP）が2010年5月から実施されており、カウンターパート機関の様々な能力開発（キャパシティディベロップメント：CD）を行っているところである。

また、KMADPではC/Pを対象にトルコ、インド、マレーシアへの第三国スタディーツアーとともに本邦研修を実施してきたが、これらの評価は高く、継続的な実施が求められている。実際に複数の国々の具体的な都市開発事例や都市開発管理手法を学ぶことにより、「ア」国での都市開発の実手法の検討を多角的に行うことが可能となり、多くの課題を有する「ア」国において有効な取り組みであるといえる。

2012年度に実施したKMADPの中間評価において、カブール市及びDCDAへの更なるCDの必要性が報告されている。このように、研修を中心とした能力向上は、2013年度以降もKMADPに不可欠な支援ツールであり、引き続き本邦研修と第三国研修を組み合わせさせたサブプロジェクトを実施し、KMADPの各サブプロジェクトと連携することにより、プロジェクト全体で「ア」国実施機関の都市開発実施能力の向上を図ることが可能になると考えられる。

また、カブール市及びDCDA側からも人材育成に関するサブプロジェクトの継続実施要請がなされている。このような背景から、カブール市及びDCDAに対して新規に「都市開発及び都市運営人材育成サブプロジェクト」を実施することとなった。

本業務は、「都市開発及び都市運営人材育成サブプロジェクト」において、第三国スタディーツアーと本邦研修を通じて短中期的な実施計画を立案し中長期的な人材育成計画を作成し試行的に実施することを通じ、「ア」国実施機関の都市開発実施・運営能力の向上を図ることを目的とするものである。

6 業務の範囲及び内容

- (1) 対象地域：アフガニスタン  
\*その他、トルコ、インド等での業務を実施予定

- (2) 業務内容

本契約業務の内容は次のとおりである。

- 1) 業務実施方針の検討

- 2) 指標・目標値(案)の予備的検討
- 3) 「ア」国都市開発関連人材のキャパシティアセスメント及び人材育成に係るニーズ分析
- 4) インセプション・レポート(案)の作成
- 5) インセプション・レポート(案)の説明・協議
- 6) 本邦研修及び第三国スタディーツアーの実施計画(骨子)の作成
- 7) 第三国スタディーツアー候補地における都市開発関連情報の収集・分析
- 8) 日本国内における都市開発関連情報の収集
- 9) 本邦研修及び第三国スタディーツアーの短期的実施計画の作成
- 10) 本邦研修及び第三国スタディーツアーの実施に向けた現地事前研修等の実施
- 11) 本邦研修の実施(2過年度で合計9コース)
- 12) 第三国スタディーツアーの実施(2過年度で合計4コース)
- 13) 現地フォローアップ研修等の実施
- 14) 都市開発分野の研修教材の作成
- 15) 成果共有ワークショップの実施
- 16) 中長期的人材育成計画の作成
- 17) 中長期的人材育成活動の試行的実施
- 18) 業務完了報告書等の取りまとめ

## 7 成果品等

- 1) インセプション・レポート(2013年7月中旬)
- 2) 中間報告書(第1号)(2014年2月下旬)
- 3) 中間報告書(第2号)(2014年9月下旬)
- 4) 業務完了報告書(2014年10月下旬)
- 5) 技術協力成果品(都市開発分野の研修教材、人材育成計画)(2014年10月下旬)

## 8 主要な分野及び評価対象予定者

- 1) 総括/都市開発人材育成 (評価対象予定者)
- 2) 都市開発事業 (評価対象予定者)
- 3) 住宅政策
- 4) 地区計画・区画整理
- 5) 研修実施支援

## 9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・本案件は業務環境に鑑み、一般管理費等率に10%を上限として加算できるものとします。
- ・現地の治安状況が不安定であることから、コンサルタントは戦争保険あるいはこれに相当する保険を付保することができません。
- ・初期の現地活動結果を踏まえその後の現地活動の団員構成、業務内容、業務期間は変更になる可能性があります。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。